

利 用 者 の た め に

本書は、農林水産省の統計組織で実施している青果物卸売市場調査のうち、青果物産地別入荷量調査の結果を取りまとめたものである。

1 調査の目的

全国の主要な青果物卸売市場及び全農生鮮食品集配センターで取り扱った青果物の主要品目について、卸売数量、卸売価額を産地府県別に調査し、消費都市と産地府県との交流状況を時系列的に明らかにして、生産流通対策等に資することを目的とする。

2 調査の機構

農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

3 調査の期間

平成16年1月から12月までの1年間

4 調査の範囲

全国

5 調査客体

(1) 卸売会社（165卸売会社）

青果物卸売市場が開設されている全国の都市について、人口及び卸売市場取扱量に着目し、1類都市、2類都市及びその他の都市に分類し、そのうち1類都市及び2類都市の卸売市場で営業する卸売会社について、以下に示す基準により調査客体として選定した。

なお、ある都市の代表的市場の開設区域が複数の都市にまたがっている場合、当該開設区域全体を一つの都市として取扱い分類を行った。分類の基準及び各分類に属する都市名は、9 - (4) 都市の類別区分を参照されたい。

ア 1類都市

(ア) 中央卸売市場

全ての青果物卸売会社を対象とした。

(イ) その他の市場

東京都及び大阪府に所在する中央卸売市場以外の市場において、年間取扱量の最も多い青果物卸売会社から順に配列し、年間取扱量の80%を上回るまでの青果物卸売会社を選定した。

イ 2類都市

(ア) 中央卸売市場

全ての青果物卸売会社を対象とした。

(イ) その他の市場

中央卸売市場が開設されていない都市において、年間取扱量の最も多い青果物卸売会社から順に配列し、年間取扱量の80%を上回るまでの青果物卸売会社を選定した。

(2) 全農生鮮食品集配センター（3カ所）

全国農業協同組合連合会が埼玉県戸田市、神奈川県大和市及び大阪府摂津市に設置している生鮮食品集配センターを対象とした。

6 調査事項

野菜の野菜計及び50品目、果実の果実計、国産計、輸入計及び44品目・品種について直接入荷（産地府県別）・転送入荷（転送元市場別）及び輸入別の卸売数量及び卸売価額を調査した。

なお、集計に当たり、卸売価額を卸売数量で除して卸売価格を算出した。

7 調査方法

調査客体にあらかじめ設置してある調査協力者に対する面接によるほか、売上傳票等関係諸帳簿の閲覧又は調査協力者が作成したフレキシブルディスクの収集により調査した。

ただし、調査客体で本社・支社の関係にあるものについては、原則として本社において支社分を含めて調査した。

8 調査の取りまとめ

(1) 調査客体ごとの年計値の算出

月別調査の調査結果の積上げ値とした。

(2) 野菜

ア 下記15品目について、主要消費地域ごとに、産地別・月別の卸売数量及び卸売価格を表章した。

だいこん、にんじん、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、レタス、きゅうり、
なす、トマト、ミニトマト、ピーマン、ばれいしょ、さといも、たまねぎ

イ 主要消費地域は以下のとおりとし、併せて各主要消費地域を代表する地域についても表章した。

表1 主要消費地域一覧表

主要消費地域	主要消費地域に含まれる都市
北海道	札幌市・旭川市・室蘭市・函館市・釧路市・帯広市・北見市
札幌	札幌市・旭川市・室蘭市
東北	青森市・八戸市・盛岡市・仙台市・秋田市・山形市・福島市・いわき市
仙台・盛岡	盛岡市・仙台市
関東	さいたま市・上尾市・戸田市・千葉市・市川市・船橋市・松戸市・柏市・東京都・横浜市・横須賀市・川崎市・ ¹⁾ 藤沢市・小田原市・大和市・水戸市・宇都宮市・前橋市・甲府市・長野市・松本市・静岡市・浜松市・沼津市
京浜地域	さいたま市・上尾市・戸田市・千葉市・市川市・船橋市・松戸市・柏市・東京都・横浜市・横須賀市・川崎市・ ¹⁾ 藤沢市・小田原市・大和市
北陸	新潟市・富山市・高岡市・金沢市・福井市
東海	岐阜市・名古屋市・豊橋市・ ²⁾ 津市・ ³⁾ 四日市市
近畿	大津市・京都市・ ⁴⁾ 大阪府・神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市・ ⁵⁾ 奈良市・和歌山市

表1 主要消費地域一覧表(つづき)

主要消費地域	主要消費地域に含まれる都市
中国	鳥取市・松江市・岡山市・倉敷市・広島市・呉市・福山市
四国	徳島市・高松市・松山市・高知市
九州	下関市・宇部市・北九州市・福岡市・久留米市・佐賀市・長崎市・佐世保市・熊本市・大分市・宮崎市・鹿児島市
	北九州地域 下関市・宇部市・北九州市・福岡市・久留米市・佐賀市・長崎市・佐世保市

- 注： 1)は、藤沢市中央卸売市場が開設されている都市であり、その開設区域は藤沢市及び茅ヶ崎市である。
 2)は、三重県三雲町に三重県中央卸売市場として市場が開設され、その開設区域は、津市、松坂市、久居市、安芸郡河芸町並びに一志郡香良洲町、一志町、嬉野町及び三雲町である。
 3)は、北勢公設地方卸売市場が開設されている都市であり、その開設区域は桑名市、四日市市、鈴鹿市、いなべ市、桑名郡、員弁郡及び三重郡である。
 4)は、大阪府全域とした。
 5)は、大和郡山市に奈良県中央卸売市場として市場が開設され、その開設区域は大和郡山市、奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、生駒郡、磯城郡、高市郡及び北葛城郡である。

(3) 果 実

ア 下記12品目(品種細分12)について、主要消費地域ごとに、産地別・月別の卸売数量及び卸売価格を表章した。

みかん、甘なつみかん、いよかん、はっさく、りんご(つがる、王林、ふじ)、日本なし(幸水、豊水、二十世紀) かき(甘がき、渋がき) もも、ぶどう(デラウェア、巨峰) いちご、メロン(温室メロン、アンデスメロン) すいか

イ 主要消費地域は、下記12都市とした。

札幌市、仙台市、東京都、横浜市、金沢市、名古屋市、京都市、大阪府、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

ウ 産地は上記都市ごとに入荷量の80%をカバーする入荷量上位の産地(都道府県)又は上位5産地(都道府県)とした。

9 調査の約束

(1) 青果物卸売市場

ア 青果物卸売市場とは、卸売業者が生産者若しくは集出荷団体等から委託を受け、又は買い付けを行い、仲卸業者又は小売業者に対し「せり」、「入札」又は「相対」の方法で建値を行って売りさばくための場立ちの行われる場所をいう。

したがって、産地で生産者から荷を集めて、これらを消費地に出荷するいわゆる産地の集荷市場は含めない。

イ 中央卸売市場とは、卸売市場法(昭和46年法律第35号)に基づき地方公共団体が農林水産大臣の認可を受けて開設している市場であり、平成16年12月末現在、開設されている中央卸売市場は、次のとおりである。

札幌市、函館市、室蘭市、釧路市、青森市、八戸市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、いわき市、宇都宮市、千葉市、船橋市、東京都、横浜市、川崎市、藤沢市、甲府市、新潟

市、金沢市、富山市、福井市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市、三重県、京都市、大阪市、大阪府、神戸市、姫路市、尼崎市、奈良県、和歌山市、岡山市、広島市、呉市、下関市、宇部市、徳島市、高松市、松山市、高知市、北九州市、福岡市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、沖縄県

(2) 全農生鮮食品集配センター

全農生鮮食品集配センターとは、全国農業協同組合連合会が消費都市及びその周辺地域において一定の施設を備え、継続的に生鮮食料品の集分荷、価格形成、決済などを行い、卸売市場に代替する機能を果たしているものをいう。

(3) 青果物卸売会社

この調査で青果物卸売会社とは、集出荷団体、集出荷業者又は生産者から青果物の販売の委託を受け又は買い付けて、青果物の卸売業務を行う法人又は個人をいう。

(4) 都市の類別区分

ア 各類別の区分の定義は次のとおりである。

(ア) 1類都市

人口100万人以上の都市及びこれに準ずる都市。

(イ) 2類都市

1類都市を除く人口20万人以上で、かつ青果物の年間取扱量がおおむね6万t以上の都市。ただし、上記以外の県庁所在都市及び中央卸売市場が開設されている都市を含む。

イ 都道府県別に各類別に属する都市を整理すると表2のとおりである。

表2 都道府県別類別都市一覧表

都道府県名	1 類 都 市 名	2 類 都 市 名
北海道	札幌 (1)	旭川・北見・函館・帯広・釧路・室蘭 (6)
青森	-	青森・八戸 (2)
岩手	-	盛岡 (1)
宮城	仙台 (1)	-
秋田	-	秋田 (1)
山形	-	山形 (1)
福島	-	福島・いわき (2)
茨城	-	水戸 (1)
栃木	-	宇都宮 (1)
群馬	-	前橋 (1)
埼玉	さいたま (1)	上尾 (1)
千葉	千葉 (1)	市川・船橋・松戸・柏 (4)
東京	東京都全域(島しょ部は除く。)(1)	-
神奈川	横浜・川崎 (2)	横須賀・小田原・藤沢(藤沢・茅ヶ崎) (3)
新潟	-	新潟 (1)
富山	-	富山・高岡 (2)
石川	-	金沢 (1)
福井	-	福井 (1)
山梨	-	甲府 (1)

表2 都道府県別類別都市一覧表(つづき)

都道府県名	1 類 都 市 名	2 類 都 市 名
長野	-	長野・松本 (2)
岐阜	-	岐阜 (1)
静岡	-	静岡・浜松・沼津 (3)
愛知	名古屋 (1)	豊橋 (1)
三重	-	三重(津・松坂・久居・河芸・香良洲・一志・嬉野・三雲)・北勢(桑名・四日市・鈴鹿・いなべ・桑名郡・員弁郡・三重郡) (2)
滋賀	-	大津 (1)
京都	京都 (1)	-
大阪	大阪府全域 (1)	-
兵庫	神戸 (1)	尼崎・姫路・西宮・明石 (4)
奈良	-	奈良(大和郡山・天理・大和高田・奈良・橿原・桜井・御所・生駒・香芝・葛城・生駒郡・磯城郡・高市郡・北葛城郡) (1)
和歌山	-	和歌山 (1)
鳥取	-	鳥取 (1)
島根	-	松江 (1)
岡山	-	岡山・倉敷 (2)
広島	広島 (1)	呉・福山 (2)
山口	-	下関・宇部 (2)
徳島	-	徳島 (1)
香川	-	高松 (1)
愛媛	-	松山 (1)
高知	-	高知 (1)
福岡	北九州・福岡 (2)	久留米 (1)
佐賀	-	佐賀 (1)
長崎	-	長崎・佐世保 (2)
熊本	-	熊本 (1)
大分	-	大分 (1)
宮崎	-	宮崎 (1)
鹿児島	-	鹿児島 (1)
沖縄	-	那覇 (1)
計	14都市	67都市

注：卸売市場の開設区域が複数の市町村にまたがる場合、当該市場名を都市名とし、()書きで開設区域内市町村を示した。また、当該市場の所在市町村をアンダーラインで示した。

(5) 卸売数量

卸売数量とは、青果物卸売市場で「せり」、「入札」又は「相対」の方法で売りさばかれた数量(転送量を含む。)であり、その荷物の荷姿の単位ごとに表示されている量目をkg換算した数量である。

なお、本書に掲載した卸売数量は直接入荷分のみであり、転送入荷分は含まない。

(6) 卸売価額

本調査における卸売価額は、消費税を含む価額である。

(7) 転送量

本調査で転送量とは、一度卸売市場に上場されて販売された青果物が、仲卸業者などを経て再び他の卸売市場に上場された数量をいう。

10 利用上の注意

(1) 本書に掲載した産地都道府県は、青果物卸売市場に入荷した時点で、荷主の居住する都道府県とした。

なお、別途公表している「野菜生産出荷統計」及び「果樹生産出荷統計」の産地府県は、収穫、出荷した府県であり、本書の産地都道府県とは異なることがある。

(2) 本調査の調査対象期間は暦年（1月～12月）であり、別途公表している「野菜生産出荷統計」及び「果樹生産出荷統計」の調査対象期間は、品目ごとの年産区分によっているため、本統計の調査対象期間とは異なることがある。

(3) 平成16年4月分調査より「西宮市」を調査対象から除外したため、4～12月分に西宮市分の数値は含まれていない。

(4) 統計表中に使用した符号は、次のとおりである。

「0」: 単位に満たないもの

「-」: 事実のないもの

「...」: 事実不詳又は調査を欠くもの

なお、卸売数量が4 t以下の卸売価格を含む

(5) 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 消費統計室 流通動向第1班
電話（代表） 03（3502）8111 内線2873
（直通） 03（3501）2747